

日本産科婦人科内視鏡学会会員の皆様へ

「日本産科婦人科内視鏡学会認定腹腔鏡・子宮鏡技術認定医の広告について」

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)が改正され、平成30年6月1日より施行されました。当学会会員には5月に通知済みですが、10月24日厚生労働省より、この指針に関するQ&Aの改訂版が発表されましたのでお知らせいたします。

6月1日の医療広告ガイドライン改正で最も重要と思われるのが医療機関のホームページを含むウェブサイトが広告媒体とみなされようになったという点です。この改正医療広告ガイドラインでは厚生労働省から認定された専門性資格でないと広告できないことになっています。当学会はすでに厚生労働省に専門性資格認定団体の申請手続きをおこなっておりますが、現時点では認可されておられません。そのため、①日本産科婦人科内視鏡学会認定腹腔鏡・子宮鏡技術認定医②日本産科婦人科内視鏡学会認定研修施設であることは、ウェブサイトに広告ができない事項に該当します。しかし、今回のガイドラインでは、「医療を受けるものによる適切な医療選択が阻害される恐れが少ない場合、広告可能事項の限定解除がなされ、広告が可能」ということも明示されております。(Q3-5)ではこの厚生労働省に認定されていない専門医・認定医の広告について具体的な説明がなされており、病院が医療に関する適切な選択に資する情報を提供しており、同時に患者等が自ら求めて入手する情報であれば、ウェブサイトでの広告が可能とされております。以下にその要件を示しますので、各自ご確認し、ウェブサイトを含む自施設の広告を適正に運用してください。

- ① 医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること
- ② 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会できるよう、問い合わせ先(実際に対応可能な電話番号、メールアドレス等)を記載することその他の方法により明示すること
- ③ 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用に関する事項について具体的な情報を提供すること
- ④ 自由診療に係る治療等に係る主なりスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること (患者の求めがあった場合は、内容を紙面等で提供することが望ましい)

医療広告ガイドラインのその他の部分である広告の対象範囲、禁止される広告などについても、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトにおいて同様に広告可能事項の限定解除の指針として、Q&A改訂版の中で詳細に記載されております。内容を十分ご確認いただき、法令を遵守していただきますようお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000371826.pdf>

判断に苦慮するような場合は自治体の医療広告相談窓口にご相談ください。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000141143.pdf>

2018年11月20日

日本産科婦人科内視鏡学会 理事長 竹下俊行  
庶務委員会 委員長 塩田 充